

重 要 性 分 類 Ⅱ
本医支医助 000037
令和 8 年 4 月 14 日

健診実施機関（医科） 御中

社会保険診療報酬支払基金
医療支援室長

地域診療情報連携推進費補助金（健診実施機関（医科））の実施について

標記については、今般、「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）地域診療情報連携推進費補助金（訪問診療等におけるオンライン資格確認）の実施について」（令和 8 年 4 月 14 日保発 0414 第 6 号）をもって、厚生労働省保険局長から社会保険診療報酬支払基金理事長宛てに通知されたところであり、その取扱いについて、別紙のとおり「保険医療機関向け地域診療情報連携推進費補助金実施要領（健診実施機関（医科））」を定め、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしましたので、通知いたします。

別紙

保険医療機関向け地域診療情報連携推進費補助金実施要領 (健診実施機関(医科))

第1 目的

本実施要領は、保険医療機関向けに地域診療情報連携推進費補助金(健診実施機関(医科))に関する基本的な事項を定めるものである。

第2 地域診療情報連携推進費補助金(健診実施機関(医科))

社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)が、国から地域診療情報連携推進費補助金の交付を受け、当該補助金を活用して、動線が異なる等の理由により既存の顔認証付きカードリーダー及びオンライン資格確認を使用することが困難な健康診査等を実施する医療機関(以下「健診実施機関(医科)」という。)が、オンライン資格確認を実施できるようにするためにモバイル端末や汎用カードリーダーの購入等に係る費用の負担に対して支払基金が当該補助金を交付することにより、オンライン資格確認等の推進を図ることを目的とする。

第3 補助対象事業

健診実施機関(医科)において、オンライン資格確認を実施するためのモバイル端末や汎用カードリーダーの購入等に係る事業。

第4 補助率及び補助限度額

- 1 健診実施機関(医科)における「補助率」及び「補助限度額」は、下表のとおりとする。

第3の事業	補助率 3 / 4	補助限度額は、3.1万円まで
-------	-----------	----------------

※金額は税込み。

- 2 第3の事業に係る補助金額は、次の順で算定するものとする。
 - (1) 第3の事業に係る総事業費に、1に定める補助率を乗じた額を算定する。
 - (2) (1)の額と、1に定める「補助限度額」を比較して少ない額を交付額とする。(1,000円未満切り捨て)

第 5 補助金の振込

支払基金は、原則として、決定した補助金を診療報酬が振り込まれている口座に振り込むものとする。

第 6 交付の条件

補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- 1 健診実施機関（医科）は、オンライン資格確認を実施できる環境を整備し、実際にオンライン資格確認を継続して実施すること。
- 2 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過するまで、支払基金の理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- 3 支払基金の理事長の承認を受けて 2 に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を支払基金に納付させることがある。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- 5 事業に係る収入、支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入、支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。
- 6 1～5 の条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を支払基金に返納させることがある。

第 7 申請手続き

- 1 第 3 の事業に係る補助金の交付の申請は、第 12 で定める申請期間に、支払基金が運用する「医療機関等向け総合ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」という。）から申請を行うものとする。
- 2 補助金の交付の申請を行う場合は、申請書に併せて次の書類（領収書の（写）（必要に応じて領収書内訳書（別紙様式 2）を添付）を添付してポータルサイトに登録することとする。

なお、申請を行う場合は、第 3 の全ての事業の完了後に行うものとする。

第 8 交付等の決定及び通知

支払基金は、第 7 の申請に基づき、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、原則として決定通知書をポータルサイトにて通知する。

第 9 決定の取消し

支払基金は、健診実施機関（医科）が補助金を他の目的に使用し、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件その他法令若しくはこれに基づく所管庁の処分に違反したとき、又は支払基金に提出した補助金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失により事実と異なる報告をしたと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第 10 補助金の返還

支払基金は、補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

第 11 延滞金

- 1 支払基金は、第 10 に基づく補助金の返還命令を受けた健診実施機関（医科）が、これを返還すべき期限までに返還しなかったときは、補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき、年 3.0%（民法第 404 条に定める法定利率の変動があった場合には、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。）の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
- 2 一の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 3 1 により延滞金を納付しなければならない場合において、健診実施機関（医科）の納付した金額が返還すべき補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず延滞金の額に充てられたものとする。

第 12 補助事業の申請期間

第 3 の事業の補助金交付申請は、第 3 の補助対象事業を完了させ、令和 9 年 2 月 1 日までに申請するものとする。ただし、申請期間が変更となった場合は追って通知する。

第 13 適用日

本実施要領は、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとする。